



宮 崎 県 公 報

平成24年3月5日(月曜日) 第 2367 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定(2件).....(医療業務課) 1
- 民有林の保安林の指定予定.....(自然環境課) 1
- 都市計画事業の認可.....(都市計画課) 2

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項変更に関する届出... (商業支援課) 2
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し..... (管理課) 2
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施..... (建築住宅課) 3

人事委員会規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則..... 3

公安委員会規則

- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則..... 4

- 宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則..... 6

選挙管理委員会告示

- 政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出..... 6
- 解散した政治団体の収支報告書の要旨..... 9
- 資金管理団体の指定及び届出事項の異動並びに指定取消の届出.....12
- 平成23年宮崎県選挙管理委員会告示第41号の一部訂正.....12
- 平成12年分、平成13年分、平成14年分、平成15年分、平成16年分、平成17年分、平成18年分、平成19年分、平成20年分及び平成21年分の収支報告書の要旨の一部訂正.....12

告 示

宮崎県告示第 159号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
黒木病院	延岡市北小路14番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年2月1日から平成27年1月31日まで

宮崎県告示第 160号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日向市立東郷病院	日向市東郷町山陰丙1412番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年2月25日から平成27年2月24日まで

宮崎県告示第 161号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成24年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字轟山4245-1、4245-3、4251-1から4251-3まで、4256-3、4256-4、字椎ノ元4297-1、4297-2、字樋井口4430-1、4430-3、4430-5、4430-6、4452-1、4452-2、4456、4467、字日ヶ暮4484-1、4484-3、4490-2から4490-7まで、4515-1、4523、4535、4536-1、4559、4561-1、4562-4、4562-10、字山中4641-2、4642-1から4642-3まで、4647-1、4650-1、4650-6、4653-1、4653-2、4660-1、4661、4666-1、4666-2、4669-4、4670-1、4670-2、4671、4673、4679-1、4679-3、4679-4、字轟口4701-4、4701-8
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 162号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・153号 新町停車場線
- 3 事業施行期間
平成24年 3 月 5 日から平成31年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
宮崎市清武町船引字新川及び宮崎市清武町木原字新町地内
使用の部分
宮崎市清武町船引字新川及び宮崎市清武町木原字新町地内

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 7 項の規定により、大規模小売店舗の届出事項変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ西都店・マックスバリュ西都店
西都市大字右松字三反田2134番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設(No.1) 午前 6 時～午後10時

荷さばき施設(No.2) 24時間

荷さばき施設(No.3) 24時間

(変更後) 荷さばき施設(No.1) 午前 6 時～午後10時

荷さばき施設(No.2) 24時間

荷さばき施設(No.3) 午前 2 時～午前 8 時

4 変更する理由

荷さばき施設No.3は、多くの来店客が集まる店舗入口前の一般駐車スペースに配置されるため、来店客の安全確保等の観点から、荷さばき可能時間帯を見直すものである。

5 届出年月日

平成24年 2 月23日

6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年 3 月 5 日から平成24年 7 月 5 日まで

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成24年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(特-22)第172号	龍南建設(株)	坂元 道治	宮崎県宮崎市大字本郷南方1857-3	特定	造園工事業	平成24年 1 月 26日付けで廃業した旨の届	平成24年1月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第3335号	(有)木下水道	木下 浩幸	宮崎県小林市大字真方819-1	一般	ほ装工事業、消防施設工事業	平成24年 1 月 12日 "	平成24年1月12日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第5662号	(株)天井丸建設	阪東 和博	宮崎県児湯郡新富町富田西3-25	一般	管工事業	平成24年 1 月 26日 "	平成24年1月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第12725号	(株)高千穂生コン	甲斐 英和	宮崎県宮崎市橋通西5-1-23	一般	造園工事業	平成24年 1 月 25日 "	平成24年1月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第3993号	間野建設	間野 強	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2744	一般	建築工事業、大工工事業	平成24年 1 月 10日 "	平成24年1月10日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第6530号	(有)川越開発	川越 哲	宮崎県宮崎市大字田吉4968-10	一般	土工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成24年 1 月 11日 "	平成24年1月11日 (全廃業)

宮崎県知事許可 (般-19)第6874号	矢野産業(有)	矢野 猛智	宮崎県延岡 市檉山町2 -2917-26	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	平成24年1月 11日〃	平成24年1月11日 (全廃業)
-------------------------	---------	-------	----------------------------	----	--------------------	-----------------	---------------------

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により、平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する宮崎県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成24年3月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士 試験	平成24年7月1日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成24年9月9日 (日曜日) 午前11時00分から 午後4時00分まで
木造建築士 試験	平成24年7月22日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成24年10月14日 (日曜日) 午前11時00分から 午後4時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士 試験	宮崎市霧島1丁目1番 地1 JAアズムホール	宮崎市霧島1丁目1番 地1 JAアズムホール
木造建築士 試験	宮崎市霧島1丁目1番 地1 JAアズムホール	宮崎市霧島1丁目1番 地1 JAアズムホール

3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間

受 付 場 所	受付期間及び受付時間
宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール本館	平成24年4月9日(月曜日)から 平成24年4月16日(月曜日)まで の午前10時から午後5時まで
都城市北原町26街区13号 都城地区建設業協会	平成24年4月9日(月曜日)及び 平成24年4月10日(火曜日)の 午前10時から午後5時まで
延岡市東本小路131番地5 延岡市民協働まちづくりセ ンター3階	平成24年4月11日(水曜日)及び 平成24年4月12日(木曜日)の 午前10時から午後5時まで

4 インターネットによる受験申込

申 込 サ イ ト	受付期間及び受付時間
財団法人建築技術教育普及 センターのホームページ (http://www.jaeic.jp/)	平成24年3月31日(土曜日)から 平成24年4月6日(金曜日)まで 受付開始日の午前10時から 受付終了日の午後5時まで

5 受験手数料

16,900円

6 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課（電話0985-26-7195）、財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は社団法人宮崎県建築士会（電話0985-27-3425）まで問い合わせること。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月5日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第5号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(採用試験の種類等) 第6条 採用試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) <u>看護師採用試験</u> (6)～(14) [略] 別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び 程度	(採用試験の種類等) 第6条 採用試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(4) [略] (5)～(13) [略] 別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び 程度

採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度
[略]		
保健師採用試験	[略]	[略]
看護師採用試験	医療職（三）級別職務分類表の級2級の職	短期大学卒業程度
[略]		

別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	
[略]					
職員採用試験（短期大学卒業程度）	[略]	栄養士	[略]	[略]	公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理、栄養指導・教育等
[略]					
保健師採用試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
看護師採用試験	看護師	主として看護に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、社会保障制度と生活者の健康、基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学等
[略]					

別表第 3 第 10 条第 1 項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
[略]	
保健師採用試験	[略]
看護師採用試験	当該年度の初日の前日における年齢が満27歳未満の者で看護師の免許を現に有する者又は当該年度以降に実施される最初の国家試験において免許を取得する見込みがある者
[略]	

採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度
[略]		
保健師採用試験	[略]	[略]
[略]		

別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	
[略]					
職員採用試験（短期大学卒業程度）	[略]	栄養士	[略]	[略]	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営等
[略]					
保健師採用試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]					

別表第 3 第 10 条第 1 項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
[略]	
保健師採用試験	[略]
[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月5日

宮崎県公安委員会規則第 1 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第1項第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(道路使用の許可)</p> <p>第19条 法第77条第1項第4号に規定する署長の許可を受けなければならない行為は次の各号に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 道路において、ロボット<u>の移動を伴う</u>実証実験をすること。</p> <p>別表第3（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路 線 名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道10号</td> <td>宮崎市高岡町花見字橋山2096番2から宮崎市高岡町花見字川畑 368番3まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道 269号</td> <td>宮崎市田野町甲字中原2825番9地先から宮崎市源藤町 212番3地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道北方インター線</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道飯野松山都</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	[略]		一般国道10号	宮崎市高岡町花見字橋山2096番2から宮崎市高岡町花見字川畑 368番3まで	[略]		一般国道 269号	宮崎市田野町甲字中原2825番9地先から宮崎市源藤町 212番3地先まで	[略]		県道北方インター線	[略]	[略]		県道飯野松山都	[略]	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（<u>内閣府関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件（平成23年内閣府告示第12号）別表に規定する搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に係る公道における搭乗型移動支援ロボットの使用に関する実験において使用されるものを除く。</u>）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(道路使用の許可)</p> <p>第19条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならない行為は次の各号に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 道路において、ロボット、<u>移動に用いる用具等</u>の実証実験をすること。</p> <p>別表第3（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路 線 名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道10号</td> <td>宮崎市高岡町花見字橋山2096番2から宮崎市高岡町花見字川畑 368番3まで</td> </tr> <tr> <td>一般国道10号（<u>都城志布志道路</u>）</td> <td>都城市平塚町3071番3から都城市五十町4655番1まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道 269号</td> <td>宮崎市田野町甲字中原2825番9地先から宮崎市源藤町 212番3地先まで</td> </tr> <tr> <td>一般国道 269号</td> <td>宮崎市清武町加納字長嶺甲2719番5地先から宮崎市大工1丁目 106番1地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道北方インター線</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県道高鍋インター線</td> <td>児湯郡高鍋町大字上江字竹嶋4459番2地先から児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原4764番2地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道飯野松山都</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	[略]		一般国道10号	宮崎市高岡町花見字橋山2096番2から宮崎市高岡町花見字川畑 368番3まで	一般国道10号（ <u>都城志布志道路</u> ）	都城市平塚町3071番3から都城市五十町4655番1まで	[略]		一般国道 269号	宮崎市田野町甲字中原2825番9地先から宮崎市源藤町 212番3地先まで	一般国道 269号	宮崎市清武町加納字長嶺甲2719番5地先から宮崎市大工1丁目 106番1地先まで	[略]		県道北方インター線	[略]	県道高鍋インター線	児湯郡高鍋町大字上江字竹嶋4459番2地先から児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原4764番2地先まで	[略]		県道飯野松山都	[略]
路 線 名	区 間																																										
[略]																																											
一般国道10号	宮崎市高岡町花見字橋山2096番2から宮崎市高岡町花見字川畑 368番3まで																																										
[略]																																											
一般国道 269号	宮崎市田野町甲字中原2825番9地先から宮崎市源藤町 212番3地先まで																																										
[略]																																											
県道北方インター線	[略]																																										
[略]																																											
県道飯野松山都	[略]																																										
路 線 名	区 間																																										
[略]																																											
一般国道10号	宮崎市高岡町花見字橋山2096番2から宮崎市高岡町花見字川畑 368番3まで																																										
一般国道10号（ <u>都城志布志道路</u> ）	都城市平塚町3071番3から都城市五十町4655番1まで																																										
[略]																																											
一般国道 269号	宮崎市田野町甲字中原2825番9地先から宮崎市源藤町 212番3地先まで																																										
一般国道 269号	宮崎市清武町加納字長嶺甲2719番5地先から宮崎市大工1丁目 106番1地先まで																																										
[略]																																											
県道北方インター線	[略]																																										
県道高鍋インター線	児湯郡高鍋町大字上江字竹嶋4459番2地先から児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原4764番2地先まで																																										
[略]																																											
県道飯野松山都	[略]																																										

城線		城線	
		県道都城東環状線（都城志布志道路）	都城市五十町4655番 1 地先から都城市梅北町 166番 1 地先まで
[略]		[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 3 月 5 日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第 2 号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
署名	交番駐在所名称	位置		署名	交番駐在所名称	位置	
[略]				[略]			
日南警察署	吾 田交番 [略]	[略]	吾田東 4 丁目	日南警察署	吾 田交番 [略]	[略]	吾田西 1 丁目
[略]				[略]			
延岡警察署	南延岡駅前交番 [略]	[略]	構口町 1 丁目	延岡警察署	南延岡交番 [略]	[略]	平原町 5 丁目
[略]				[略]			

附 則

この規則は、平成24年 3 月 6 日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 6 号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月 5 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 設立届

○政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県宮崎市第二支部	清 山 知 憲	清 山 千 晴	宮崎市中央通 3 - 51	平成23年10月25日
自由民主党宮崎県都城市第二支部	二 見 康 之	杉 村 良 子	都城市一万城町35 - 7	平成23年11月10日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
正友会	川 越 宏 樹	稲 富 忠 彦	宮崎市旭 2 丁目 1 - 25北斗塾ビル 5 F	平成23年 8 月30日

都城維新塾	三 角 光 洋	三 角 太 作	都城市梅北町5311-1	平成23年10月25日
2 異動届				
○政党				
政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党北郷支部	主たる事務所の所在地	日南市北郷町郷之原甲36 26-ロ	日南市北郷町郷之原乙19 92番地2	平成23年8月2日
	代 表 者	甲 斐 登	松 本 弘	
自由民主党宮崎県農業農村建設支部	代 表 者	肥 後 正 弘	丸 目 賢 一	平成23年8月3日
民主党宮崎県総支部連合会	会 計 責 任 者	田 口 雄 二	権 藤 梅 義	平成23年8月8日
自由民主党綾町支部	主たる事務所の所在地	東諸県郡綾町大字南俣27 85-2	東諸県郡綾町大字入野12 87イ-2	平成23年8月11日
	代 表 者	大 隈 寛	畠 中 征 郎	
	会 計 責 任 者	日 高 憲 治	入 船 康 紀	
自由民主党日南市支部	主たる事務所の所在地	日南市中央通2-9-15	日南市大字平山2237-3	平成23年8月11日
	代 表 者	川 越 敦 彦	中 島 淳 祐	
	会 計 責 任 者	竹 平 登 司 一	田 脇 吉 也	
自由民主党三股支部	主たる事務所の所在地	北諸県郡三股町稗田7-7	北諸県郡三股町大字長田 934	平成23年8月19日
	代 表 者	山 中 則 夫	黒 木 孝 光	
	会 計 責 任 者	黒 木 孝 光	重 久 邦 仁	
自由民主党宮崎県防衛支部	代 表 者	星 指 学	新 澤 徳 夫	平成23年10月31日
民主党宮崎県第2区総支部	会 計 責 任 者	田 口 雄 二	松 田 和 己	平成23年11月7日
自由民主党日向支部	主たる事務所の所在地	日向市日知屋 16351-3	日向市本町9-4	平成23年11月25日
自由民主党宮崎県東臼杵郡第三支部	会 計 責 任 者	米 良 政 美	橋 口 繁 雄	平成23年11月25日
○その他の政治団体				
政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
宮崎県農業農村整備推進連盟	政 治 団 体 の 名 称	宮崎県農業農村整備推進連盟	宮崎県農業農村建設政治連盟	平成23年8月3日
	代 表 者	肥 後 正 弘	丸 目 賢 一	
下田えいじゅ後援会	代 表 者	佐 伯 卓 信	木 本 宗 雄	平成23年8月15日
宮崎県税理士政治連盟	主たる事務所の所在地	宮崎市永楽町64番地1	宮崎市大字恒久5244番地1	平成23年8月15日
	代 表 者	日 高 貞 昭	長 谷 川 浩 平	
	会 計 責 任 者	宮 原 孝 男	小 吹 哲 博	
長友一孝後援会	代 表 者	長 友 一 孝	鮫 島 輝 男	平成23年8月23日
三輪隆之後援会	主たる事務所の所在地	児湯郡都農町大字川北11 40-257	児湯郡都農町大字川北55 20-3	平成23年8月24日
黒木つうてつ後援会	会 計 責 任 者	黒 木 査 百 合	小 玉 正 則	平成23年8月25日
二見康之後援会	主たる事務所の所在地	都城市一万城町35-7	都城市上長飯町93号5番地	平成23年9月2日
	会 計 責 任 者	下 沖 裕 司	二 見 知 慧	
松元あさのり後援会	会 計 責 任 者	土 井 勝 秀	永 山 久 人	平成23年9月9日
日本薬業政治連盟宮崎県支部	代 表 者	原 良 輝	小 玉 康 二	平成23年10月11日

	会 計 責 任 者	原 良 輝	小 玉 康 二	
宮崎県行政書士政治連盟	代 表 者	上 野 博 暉	中 島 憲 夫	平成23年10月20日
長友敏宏後援会	代 表 者	花 堂 俊 彦	鍋 倉 克 弘	平成23年11月18日
米良政美後援会	代 表 者	米 良 政 美	甲 斐 和 雄	平成23年11月25日
	会 計 責 任 者	米 良 政 美	橋 口 繁 雄	
幸福実現党宮崎県本部	主たる事務所の所在地	宮崎市吉村町曾師前甲31 57昭和ハイツ 401号	宮崎市吉村町曾師前甲31 68	平成23年12月21日
	会 計 責 任 者	大 川 原 一 彰	山 本 充 志	
幸福実現党宮崎後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市吉村町曾師前甲31 57昭和ハイツ 401号	宮崎市吉村町曾師前甲31 68	平成23年12月21日
	代 表 者	杉 尾 経 治	鶴 丸 千 夏	
黒木健二後援会	主たる事務所の所在地	日向市大字日知屋 16294	日向市浜町 3 丁目79番地	平成23年12月22日
責任ある市政を実現する会	主たる事務所の所在地	日向市大字日知屋 16294	日向市浜町 3 丁目79番地	平成23年12月22日

3 解散届

○政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県東臼杵郡第三支部	米 良 政 美	米 良 政 美	東臼杵郡門川町大字門川尾末3884-1	平成23年12月13日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山元敏郎後援会	山 元 敏 郎	山 口 勝 正	日南市西弁分 1 丁目 3 番地11	平成23年 8 月 8 日
川越重行後援会	野 崎 敏 男	岩 城 孝	宮崎市田野町乙2751番地	平成23年 8 月15日
藤井八十夫後援会	愛 甲 昭 彦	藤 井 夫 佐 子	都城市甲斐元町10-37	平成23年 8 月18日
長友一孝後援会	長 友 一 孝	松 元 政 則	宮崎市清武町今泉甲4673番地	平成23年 8 月23日
黒木孝光後援会	宮 田 廣 一	横 山 英 寿	北諸県郡三股町大字長田 934	平成23年 8 月31日
萩森静夫後援会	萩 森 静 夫	黒 木 安 男	日向市南町 8 番40号	平成23年 9 月 8 日
松元あさのり後援会	土 井 勝 秀	土 井 勝 秀	小林市堤2954番地20	平成23年 9 月 9 日
大西幸二グリーンパーティー	大 西 幸 二	大 西 健	延岡市古城町 5 丁目39-1	平成23年 9 月26日
みぞべー男後援会	丸 尾 義 勝	山 下 良 政	えびの市大字東川北 975番地ロ	平成23年11月 2 日
宮崎民社協会日向総支部	米 良 安 昭	宇 田 津 清	日向市新生町 1 丁目 103番地	平成23年11月 4 日
宮崎民社協会宮崎総支部	権 藤 梅 義	田 口 雄 二	宮崎市別府町 3 - 9 労働福祉会館 4 F 宮崎県友愛連絡会内	平成23年11月 4 日
延岡を変えよう会	有 留 秀 雄	吉 田 敏 春	延岡市安賀多町 4 - 4 - 1	平成23年11月 8 日
米良政美後援会	米 良 政 美	米 良 政 美	東臼杵郡門川町大字門川尾末3884-1	平成23年12月13日
山本充志後援会	鶴 丸 千 夏	徳 富 信 夫	宮崎市吉村町曾師前甲3168	平成23年12月16日
権藤梅義後援会	杉 田 悦 史	大 山 三 枝 子	宮崎市大塚町樋ノ口1952-3	平成23年12月19日
たくましい宮崎を作る会	権 藤 梅 義	権 藤 隆 太 郎	宮崎市大塚町樋ノ口1952-3	平成23年12月19日
柿塚くにひこ後援会	川 野 良 博	久 保 眞 司	宮崎市天満 1 - 3 - 17	平成23年12月22日
戸敷正後援会鍼灸マッサージ師支部	岩 切 等	加 藤 信 弘	宮崎市松橋 1 丁目 7 番 7 号コーポス イートビーII 201号	平成23年12月26日
立野和男後援会	丸 目 正 美	立 野 千 津 子	都城市乙房町 458-1	平成23年12月27日

宮崎県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成24年3月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(政党)

政治団体の名称 自由民主党宮崎県東臼杵郡第三支部

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	1,273,720円
ア 前年繰越額	1,273,592円
イ 本年収入額	128円
(2) 支出総額	1,273,720円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	128円
合 計	128円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	350,000円
ア) 人件費	350,000円
イ 政治活動費	923,720円
イ) 寄附・交付金	923,720円
合 計	1,273,720円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 山元敏郎後援会

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	3,360円
ア 前年繰越額	3,360円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	3,360円
ア 前年繰越額	3,360円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 川越重行後援会

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	5,000円
ア 前年繰越額	5,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 藤井八十夫後援会

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 長友一孝後援会

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 黒木孝光後援会

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	30,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	30,000円
(2) 支出総額	30,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	30,000円
	30人

合 計 30,000円

(2) 支出の内訳

イ 政治活動費	30,000円
イ) 組織活動費	30,000円

合 計 30,000円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 萩森静夫後援会

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 松元あさのり後援会

(平成22年分)					10人
1 収入・支出の総額				カ その他の収入	15円
(1) 収入総額	<u>32,500円</u>			合 計	<u>11,415円</u>
ア 前年繰越額	32,500円			(2) 支出の内訳	
イ 本年收入額	0円			ア 経常経費	6,000円
(2) 支出総額	<u>0円</u>			(ア) 人件費	6,000円
				イ 政治活動費	33,725円
				(ア) 組織活動費	33,725円
				合 計	<u>39,725円</u>
(平成23年分)				(平成23年分)	
1 収入・支出の総額				1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	<u>32,500円</u>			(1) 収入総額	<u>38,711円</u>
ア 前年繰越額	32,500円			ア 前年繰越額	13,709円
イ 本年收入額	0円			イ 本年收入額	25,002円
(2) 支出総額	<u>0円</u>			(2) 支出総額	<u>38,711円</u>
政治団体の名称	大西幸二グリーンパーティー			2 収入・支出の内訳	
(平成22年分)				(1) 収入の内訳	
1 収入・支出の総額				ア 個人の負担する党費又は会費	25,000円
(1) 収入総額	<u>0円</u>				10人
ア 前年繰越額	0円			カ その他の収入	2円
イ 本年收入額	0円			合 計	<u>25,002円</u>
(2) 支出総額	<u>0円</u>			(2) 支出の内訳	
				イ 政治活動費	38,711円
				(ア) 組織活動費	38,711円
				合 計	<u>38,711円</u>
(平成23年分)				政治団体の名称	宮崎民社協会宮崎総支部
1 収入・支出の総額				(平成22年分)	
(1) 収入総額	<u>0円</u>			1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	0円			(1) 収入総額	<u>90,675円</u>
イ 本年收入額	0円			ア 前年繰越額	89,206円
(2) 支出総額	<u>0円</u>			イ 本年收入額	1,469円
政治団体の名称	みぞべー男後援会			(2) 支出総額	<u>0円</u>
(平成22年分)				2 収入・支出の内訳	
1 収入・支出の総額				(1) 収入の内訳	
(1) 収入総額	<u>348円</u>			ア 個人の負担する党費又は会費	1,440円
ア 前年繰越額	348円				1人
イ 本年收入額	0円			カ その他の収入	29円
(2) 支出総額	<u>0円</u>			合 計	<u>1,469円</u>
				(平成23年分)	
(平成23年分)				1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額				(1) 収入総額	<u>90,688円</u>
(1) 収入総額	<u>348円</u>			ア 前年繰越額	90,675円
ア 前年繰越額	348円			イ 本年收入額	13円
イ 本年收入額	0円			(2) 支出総額	<u>90,688円</u>
(2) 支出総額	<u>0円</u>			2 収入・支出の内訳	
政治団体の名称	宮崎民社協会日向総支部			(1) 収入の内訳	
(平成22年分)				カ その他の収入	13円
1 収入・支出の総額				合 計	<u>13円</u>
(1) 収入総額	<u>53,434円</u>			(2) 支出の内訳	
ア 前年繰越額	42,019円			イ 政治活動費	90,688円
イ 本年收入額	11,415円			(オ) 寄附・交付金	90,688円
(2) 支出総額	<u>39,725円</u>				
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
ア 個人の負担する党費又は会費	11,400円				

合 計	90,688円	(平成23年分)		
政治団体の名称	延岡を変えよう会	1 収入・支出の総額		
(平成22年分)		(1) 収入総額	0円	
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	0円	
(1) 収入総額	0円	イ 本年収入額	0円	
ア 前年繰越額	0円	(2) 支出総額	0円	
イ 本年収入額	0円	政治団体の名称	柿塚くにひこ後援会	
(2) 支出総額	0円	(平成23年分)		
政治団体の名称	米良政美後援会	1 収入・支出の総額		
(平成23年分)		(1) 収入総額	2,102,735円	
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	902,735円	
(1) 収入総額	504,854円	イ 本年収入額	1,200,000円	
ア 前年繰越額	504,784円	(2) 支出総額	2,060,596円	
イ 本年収入額	70円	2 収入・支出の内訳		
(2) 支出総額	504,854円	(1) 収入の内訳		
2 収入・支出の内訳		イ 寄附	1,200,000円	
(1) 収入の内訳		(ア) 個人からの寄附	1,200,000円	
カ その他の収入	70円	合 計	1,200,000円	
合 計	70円	[寄附の内訳]		
(2) 支出の内訳		ア 個人からの寄附		
イ 政治活動費	504,854円	柿塚 邦彦	1,200,000円	宮崎県宮崎市
(ホ) 寄附・交付金	504,854円	小 計	1,200,000円	
合 計	504,854円	(2) 支出の内訳		
政治団体の名称	山本充志後援会	ア 経常経費	427,596円	
(平成23年分)		(イ) 光熱水費	9,894円	
1 収入・支出の総額		(ウ) 備品・消耗品費	231,207円	
(1) 収入総額	0円	(エ) 事務所費	186,495円	
ア 前年繰越額	0円	イ 政治活動費	1,633,000円	
イ 本年収入額	0円	(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	133,000円	
(2) 支出総額	0円	b 宣伝事業費	133,000円	
政治団体の名称	権藤梅義後援会	(ホ) 寄附・交付金	1,500,000円	
(平成23年分)		合 計	2,060,596円	
1 収入・支出の総額		政治団体の名称	戸敷正後援会鍼灸マッサージ師支部	
(1) 収入総額	460,854円	(平成23年分)		
ア 前年繰越額	460,851円	1 収入・支出の総額		
イ 本年収入額	3円	(1) 収入総額	2,440円	
(2) 支出総額	41,861円	ア 前年繰越額	2,440円	
2 収入・支出の内訳		イ 本年収入額	0円	
(1) 収入の内訳		(2) 支出総額	2,440円	
カ その他の収入	3円	2 収入・支出の内訳		
合 計	3円	(2) 支出の内訳		
(2) 支出の内訳		ア 経常経費	2,440円	
ア 経常経費	39,461円	(エ) 事務所費	2,440円	
(ウ) 備品・消耗品費	14,820円	合 計	2,440円	
(エ) 事務所費	24,641円	政治団体の名称	立野和男後援会	
イ 政治活動費	2,400円	(平成23年分)		
(ロ) 調査研究費	2,400円	1 収入・支出の総額		
合 計	41,861円	(1) 収入総額	0円	
政治団体の名称	たくましい宮崎を作る会	ア 前年繰越額	0円	
		イ 本年収入額	0円	
		(2) 支出総額	0円	

宮崎県選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 2 項及び第 3 項の規定により、資金管理団体の指定及び届出事項の異動並びに指定取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月 5 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
三角 光 洋	都城市議会議員	都城維新塾	三角 光 洋	都城市梅北町5311- 1	平成23年10月25日

2 異動届

○その他の政治団体

資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
たくましい宮崎を作る会	主たる事務所の所在地	宮崎市大塚町樋ノ口1952番地 3	宮崎市別府町 3 - 9 友愛連絡会内 3 F 号室	平成23年12月19日

3 取消届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山 元 敏 郎	日南市議会議員	山元敏郎後援会	山 元 敏 郎	日南市西弁分 1 - 3 - 11	平成23年 8 月 8 日
押 川 善 博	宮崎市議会議員	よしひろ八千代会	押 川 善 博	宮崎市大字瓜生野3210- 3	平成23年 8 月 9 日
権 藤 梅 義	宮崎県議会議員	たくましい宮崎を作る会	権 藤 梅 義	宮崎市大塚町樋ノ口1952番地 3	平成23年12月19日

宮崎県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成22年分の収支報告書について県都宮崎を豊かにする会の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成23年宮崎県選挙管理委員会告示第41号の一部を次のとおり訂正する。

平成24年 3 月 5 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

政治団体の名称 県都宮崎を豊かにする会中

「ア 経常経費 373, 671円」

を、

「ア 経常経費 373, 676円」

に、

「ウ 備品・消耗品費 303, 164円」

を、

「ウ 備品・消耗品費 303, 169円」

に、

別冊 政党の部 7 資産等の状況の表中

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25, 000, 000
-----------------	----	--------------

を、

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25, 000, 000
	土地の賃借権	120, 000

「合 計 432, 602円」
を、
「合 計 432, 607円」
に改める。

宮崎県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成12年分、平成13年分、平成14年分、平成15年分、平成16年分、平成17年分、平成18年分、平成19年分、平成20年分及び平成21年分の収支報告書について日本共産党宮崎県中部地区委員会の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成12年分、平成13年分、平成14年分、平成15年分、平成16年分、平成17年分、平成18年分、平成19年分、平成20年分及び平成21年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成24年 3 月 5 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

（平成12年分）

に改める。

(平成13年分)

別冊 政党の部 7 資産等の状況の表中

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
-----------------	----	------------

を、

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	土地の賃借権	120,000

に改める。

(平成14年分)

別冊 政党の部 6 資産等の状況の表中

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000

を、

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	土地の賃借権	120,000

に改める。

(平成15年分)

別冊 政党の部 7 資産等の状況の表中

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639

を、

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639
	土地の賃借権	120,000

に改める。

(平成16年分)

別冊 政党の部 7 資産等の状況の表中

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639

を、

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639
	土地の賃借権	120,000

に改める。

(平成17年分)

別冊 政党の部 7 資産等の状況の表中

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639

を、

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639
	土地の賃借権	120,000

に改める。

(平成18年分)

別冊 政党の部 8 資産等の状況の表中

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639

を、

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639
	土地の賃借権	120,000

に改める。

(平成19年分)

別冊 政党の部 7 資産等の状況の表中

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639

を、

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639
	土地の賃借権	120,000

に改める。

(平成20年分)

別冊 政党の部 8 資産等の状況の表中

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639

を、

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝カー機材	1,378,639
	土地の賃借権	120,000

に改める。

(平成21年分)

別冊 政党の部 8 資産等の状況の表中

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝車機材	1,378,639

を、

日本共産党宮崎県中部地区委員会	建物	25,000,000
	自動車	1,300,000
	宣伝車機材	1,378,639
	土地の賃借権	120,000

に改める。

--	--